



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 92 一般競争入札による落札者の決定 (情報政策課)
- 93 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 94 生活保護法による医療機関の指定 (")
- 95 生活保護法による介護機関の指定 (")
- 96 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の廃止 (障害福祉課)
- 97 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の廃止 (")
- 98 児童福祉法による指定居宅支援事業者の廃止 (")
- 99 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (")
- 100 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (")
- 101 児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (")
- 102 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)
- 103 保安林の皆伐面積の公表 (森林整備課)
- 104 漁業災害補償法による特定第2号漁業者の同意成立の届出 (水産振興課)
- 105 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 106 公有水面埋立ての免許の出願 (漁港課)
- 107 " (")

○ 公告

和歌山県総合防災情報システム整備工事及び運用保守業務の仕様等に関する意見の募集 (総合防災課)

告 示

和歌山県告示第92号

和歌山県立情報交流センターBig・Uパソコン等の借入れ契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成17年2月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
和歌山県立情報交流センターBig・Uパソコン等一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部IT推進局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成16年11月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECリース株式会社
東京都港区芝五丁目29番11号
- 5 落札金額 月額 2,592,450円
(うち消費税及び地方消費税の額 123,450円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成16年10月8日

和歌山県告示第93号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年2月1日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
新 医 63-5	渡辺クリニック	新宮市春日9-7	平成 16.12.6

和歌山県告示第94号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年2月1日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
東 歯 31-16	和中歯科医院	東牟婁郡那智勝浦町朝日3-176	平成 16.11.26

和歌山県告示第 95 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 の規定により介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 17 年 2 月 1 日

和歌山県知事 木村良樹

新 医 79-16	渡辺クリニック	新宮市谷王子 455-8	平成 16.12.7
西 医 139-16	めじろクリニック	西牟婁郡すさみ町 周参見 4245-1	平成 17.1.7
田 医 136-16	たかの耳鼻咽喉 科・アレルギー科	田辺市新庄町 2744-58 精香オンドルビル 2F	平成 17.1.17

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
畑美恵	東牟婁郡古座町中湊 495	ひがし薬局	東牟婁郡古座町中湊 495	居宅療養管理指導	平成 16.6.21

和歌山県告示第 96 号

身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 17 条の 20 に規定する指定居宅支援事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第 17 条の 23 第 2 号に基づき公示

する。

平成 17 年 2 月 1 日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
30000100 134117	有限会社カメラ のフジヒラ	那賀郡岩出町高塚 65 番地の 14	藤平増夫	ケアセンターぬく もり	那賀郡岩出町湯 窪 82 番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚) ・日常生活 支援	平成 17.1.31

和歌山県告示第 97 号

知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 15 条の 20 に規定する指定居宅支援事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第 15 条の 23 第 2 号に基づき公示す

る。

平成 17 年 2 月 1 日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
30000200 164113	有限会社カメラ のフジヒラ	那賀郡岩出町高塚 65 番地の 14	藤平増夫	ケアセンターぬく もり	那賀郡岩出町湯窪 82 番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.1.31

和歌山県告示第 98 号

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 21 条の 20 に規定する指定居宅支援事業者の廃止について、次のとおり届出

があったので、同法第 21 条の 23 第 2 号に基づき公示する。

平成 17 年 2 月 1 日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
30000300 118118	有限会社カメラ のフジヒラ	那賀郡岩出町高塚 65 番地の 14	藤平増夫	ケアセンターぬく もり	那賀郡岩出町湯窪 82 番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (知的)	平成 17.1.31

和歌山県告示第 99 号

身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 17 条の 17 第 1 項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定

したので、同法第 17 条の 23 第 1 号に基づき公示する。

平成 17 年 2 月 1 日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
30000100 158116	有限会社フリーポケット	伊都郡かつらぎ町佐野963番地の7	前田記公子	ケアサービスフリーポケット	伊都郡かつらぎ町佐野963-7	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 ・日常生活支援	平成 17.2.1
30000100 134117	特定非営利活動法人あーきてくと	那賀郡岩出町湯窪82番地	藤平増夫	ケアセンターぬくもり	那賀郡岩出町湯窪82番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・日常生活支援	平成 17.2.1

和歌山県告示第100号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の17第1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したの

で、同法第15条の23第1号に基づき公示する。

平成17年2月1日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
30000200 194110	有限会社フリーポケット	伊都郡かつらぎ町佐野963番地の7	前田記公子	ケアサービスフリーポケット	伊都郡かつらぎ町佐野963-7	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.2.1
30000200 164113	特定非営利活動法人あーきてくと	那賀郡岩出町湯窪82番地	藤平増夫	ケアセンターぬくもり	那賀郡岩出町湯窪82番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.2.1

和歌山県告示第101号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の17第1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したの

で、同法第21条の23第1号に基づき公示する。

平成17年2月1日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
30000300 143116	有限会社フリーポケット	伊都郡かつらぎ町佐野963番地の7	前田記公子	ケアサービスフリーポケット	伊都郡かつらぎ町佐野963-7	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.2.1
30000300 118118	特定非営利活動法人あーきてくと	那賀郡岩出町湯窪82番地	藤平増夫	ケアセンターぬくもり	那賀郡岩出町湯窪82番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (知的)	平成 17.2.1

和歌山県告示第102号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成17年2月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オー・ストリート打田店
和歌山県那賀郡打田町下井阪597番地
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
和歌山市中島185番地の3

3 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
縦覧図書別添全体配置図(変更前)	728台
合 計	728台

(変更後)

位 置	収容台数
縦覧図書別添全体配置図(変更後)	609台
合 計	609台

4 変更する年月日

平成17年9月20日

5 変更する理由

契約駐車場の契約解除による駐車場縮小のため。
洗車場への変更のため。

6 届出年月日

平成17年1月20日

7 届出等の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

打田町農林経済課(和歌山県那賀郡打田町西大井338)

那賀振興局県民行政部地域行政課(和歌山県那賀郡岩出町高塚209)

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成17年2月1日から平成17年6月1日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第 103 号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、平成17年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積を次のとおり公表する。

平成17年2月1日

和歌山県知事 木村良樹

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積(ヘクタール)
紀南地域水源かん養保安林	2,509.05
紀中地域水源かん養保安林	2,238.38
紀北地域水源かん養保安林	326.64
紀南地域土砂流出防備保安林	713.89
紀中地域土砂流出防備保安林	402.38
紀北地域土砂流出防備保安林	384.20
紀南地域干害防備保安林	9.28
紀中地域干害防備保安林	7.18
紀北地域干害防備保安林	15.72
和歌山県全域保健保安林	156.28

和歌山県告示第 104 号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の規定により、共済契約締結の申込み又は規約の設定について特定第2号漁業者の同意成立の届出があり、審査したところ適正であると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年2月1日

和歌山県知事 木村良樹

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区	区 域	区 分
南紀加入区	大島・須江及び樫野漁業協同組合の区域	小型定置漁業(昭和56年和歌山県告示第168号において設定された法第104条第3号に掲げる漁業のうち大島・須江及び樫野漁業協同組合の区域に係る小型定置漁業)

和歌山県告示第 105 号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年2月1日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 所 住 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2796	那賀郡岩出町大字金屋字八幡309番1の一部、311番の一部、313番の一部、314番2の一部、里道、水路	奈良県五條市田園2丁目2番地の1株式会社井上地所代表取締役井上猛	平成17.1.21	6.00	93.93

和歌山県告示第 106 号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により、同項に規定する書面及び関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港振興局漁港課、有田振興局建設部及び由良町役場において、告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、和歌山県知事に意見書を提出することができる。

平成17年2月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 埋立免許出願人

(1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 名称 和歌山県

(3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号

(4) 代表者氏名 和歌山県知事 木村良樹

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県日高郡由良町大字衣奈字戸津井坂 43 番地 7 並びに同所字の々浦 42 番地 5、2 番地 1、2 番地 2、2 番地 3 及び 1 番地並びに同所字端網掛 1276 番地、1276 番地 1 及び 1277 番地 3 の地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点から7の地点を順次直線で結んだ線及び7の地点と8の地点を結ぶ平成16年秋分の満潮位(DL+1.63メートル)における公有水面と既設工作物並びに陸地との境界線、8の地点と12の地点を順次直線で結んだ線、12の地点と1の地点を結ぶ平成3年8月8日付け和歌山県指令漁第111号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線(DL+1.72メートルにより決定)により囲まれた区域

1の地点 衣奈港A防波堤灯台(北緯33度59分25秒、東経135度06分24秒)から317度52分53秒 230.97メートルの地点

2の地点 1の地点から353度02分05秒 78.90メートルの地点

3の地点 2の地点から83度02分05秒 3.10メートルの地点

4の地点 3の地点から353度02分06秒 5.08メートルの地点

5の地点 4の地点から263度01分20秒 5.60メートルの地点

6の地点 5の地点から353度01分20秒 0.58メートルの地点

7の地点 6の地点から263度01分20秒 44.02メートルの地点

8の地点 7の地点から174度35分41秒 11.08メートルの地点

9の地点 8の地点から83度01分20秒 22.22メートルの地点

10の地点 9の地点から128度01分42秒 4.24メートルの地点

11の地点 10の地点から173度02分05秒 67.47メートルの地点

12の地点 11の地点から218度02分34秒 4.24メートルの地点

(3) 面積

2,118.92平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県日高郡由良町大字衣奈字戸津井坂 43 番地 7 並びに同所字の々浦 2 番地の2の地内並びに同所同字 43 番地 7、同所字の々浦 42 番地 5、2 番地 1、2 番地 2、2 番地 3 及び 1 番地並びに同所字端網掛 1276 番地、1276 番地 1 及び 1277 番地 3 の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びりの地点とイの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

イの地点 衣奈港A防波堤灯台(北緯33度59分25秒、東経135度06分24秒)から355度34分25秒 185.16メートルの地点

ロの地点 イの地点から352度52分53秒 106.10メートルの地点

ハの地点 ロの地点から262度59分50秒 191.00メートルの地点

ニの地点 ハの地点から177度17分42秒 28.07メートルの地点

ホの地点 ニの地点から218度18分58秒 7.41メートルの地点

ヘの地点 ホの地点から245度32分23秒 18.15メートルの地点

トの地点 ヘの地点から181度19分51秒 14.11メートルの地点

チの地点 トの地点から220度35分41秒 45.83メートルの地点

リの地点 チの地点から110度38分03秒 49.59メートルの地点

(3) 面積

23,050.10平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 出願年月日

平成16年12月24日

和歌山県告示第107号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により、同項に規定する書面及び関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港振興局漁港課、有田振興局建設部及び由良町役場において、告示の日

から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、和歌山県知事に意見書を提出することができる。

平成17年2月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 埋立免許出願人

- (1) 所在地 和歌山県日高郡由良町大字里1220番地の1
- (2) 名称 由良町
- (3) 代表者住所 和歌山県日高郡由良町網代16番地4
- (4) 代表者氏名 由良町長 中井勤

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県日高郡由良町大字衣奈字戸津井坂43番地7並びに同所字の々浦42番地5、2番地1、2番地2、2番地3及び1番地並びに同所字端網掛1276番地、1276番地1及び1277番地3の地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点から5の地点を順次直線で結んだ線及び5の地点と6の地点を結ぶ平成16年秋分の満潮位(DL+1.63メートル)における公有水面と既設工作物並びに陸地との境界線、6の地点と1の地点を結ぶ平成3年8月8日付け和歌山県指令漁第111号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線(DL+1.72メートルにより決定)により囲まれた区域

- 1の地点 衣奈港A防波堤灯台(北緯33度59分25秒、東経135度06分24秒)から312度27分07秒246.22メートルの地点
- 2の地点 1の地点から38度02分34秒4.24メートルの地点
- 3の地点 2の地点から314度59分31秒67.47メートルの地点
- 4の地点 3の地点から308度01分42秒4.24メートルの地点
- 5の地点 4の地点から263度01分20秒22.22メートルの地点
- 6の地点 1の地点から263度03分03秒29.05メートルの地点

(3) 面積

3,108.85平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県日高郡由良町大字衣奈字戸津井坂43番地7並びに同所字の々浦2番地の2の地内並びに同所同字43

番地7、同所字の々浦42番地5、2番地1、2番地2、2番地3及び1番地並びに同所字端網掛1276番地、1276番地1及び1277番地3の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びりの地点とイの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- イの地点 衣奈港A防波堤灯台(北緯33度59分25秒、東経135度06分24秒)から355度34分25秒185.16メートルの地点
- ロの地点 イの地点から352度52分53秒106.10メートルの地点
- ハの地点 ロの地点から262度59分50秒191.00メートルの地点
- ニの地点 ハの地点から177度17分42秒28.07メートルの地点
- ホの地点 ニの地点から218度18分58秒7.41メートルの地点
- ヘの地点 ホの地点から245度32分23秒18.15メートルの地点
- トの地点 ヘの地点から181度19分51秒14.11メートルの地点
- チの地点 トの地点から220度35分41秒45.83メートルの地点
- リの地点 チの地点から110度38分03秒49.59メートルの地点

(3) 面積

23,050.10平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 出願年月日

平成16年12月24日

公 告

公 告

和歌山県総合防災情報システム整備工事及び運用保守業務の仕様等に関して意見を募集するので公告する。

平成17年2月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 意見募集に関する事項

(1) 担当部課

郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部危機管理局総合防災課

電話番号 073-441-2264

F A X 073-422-7652

(2) 募集内容

和歌山県総合防災情報システム整備工事及び運用保守業務（以下「工事業務」という。）に関する仕様書、設計書（金額の記載なし。）及び施工図面の一部（以下「仕様書等」という。）を公開するので、特定の者でなければ施工及び保守運用できない事項の有無について、意見を求める。

(3) 仕様書等の公開方法

閲覧による。（交付はしない。ただし、複写を希望する者には貸し出しを行う。）

(4) 仕様書等の公開期間

公告の日から平成 17 年 2 月 18 日(金)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前 9 時から午後 5 時まで（平成 17 年 2 月 18 日にあつては、午前 9 時から正午までの間）

(5) 意見の提出方法

ア 意見書様式の交付

意見書様式は、意見提出を希望する者に無料で次により交付する。

(ア) 交付期間 (4) に同じ。

(イ) 交付場所 (1) に同じ

イ 意見書の提出期間、提出場所及び方法

(ア) 提出期間 公告の日から平成 17 年 2 月 18 日(金)までの間の土曜日、日曜日及び休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで。

(イ) 提出場所 (1) に同じ。

(ウ) 提出方法 持参すること。

(6) 意見に対する回答

提出された意見に対する回答は、平成 17 年 3 月 4 日(金)までに提出者に送付する。

2 仕様書等の閲覧及び意見書提出に必要な資格に関する事項

次の(1)、(2)及び(5)に掲げる要件のすべてを満たし、かつ(3)又は(4)の要件を満たさなければならない。

(1) 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。

(2) 電気通信工事業について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

(3) 平成 7 年度以降に、国又は都道府県の多重無線通信及び衛星無線通信に係る無線通信設備工事の元請としての施工実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員と

しての施工実績は出資比率が 20% 以上の場合に限る。

(4) 平成 7 年度以降に、国又は都道府県の防災情報システム整備工事の元請としての施工実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は出資比率が 20% 以上の場合に限る。

(5) (3) 又は (4) の施工実績が確認できる書類（契約書の写し等）を提出すること。

3 工事業務の概要

(1) 和歌山県、市町村、防災関係機関等を結ぶ防災情報通信網の整備

ア 財団法人自治体衛星通信機構が運営する地域衛星通信ネットワークの導入

イ 有線網の整備

ウ 防災情報の一元化・高度化・共有化を図る防災情報システム整備

エ 完成後の運用保守業務（5 年間を想定）

(2) 期間

ア 整備工事 平成 17 年度から平成 19 年度まで

イ 運用・保守業務 平成 19 年度から 5 年間を想定

(3) 工事業務の入札予定

平成 17 年度実施予定

4 その他

工事業務の入札時には、別途入札参加資格が設定される。